

地域および分類ごとの基準

第1種地域

規制方針 特に重要な自然景観および歴史的景観を保全するため、屋外広告物の掲出を最小限に止めるとともに、その形態・色彩等が周囲の景観に調和したものとなるよう規制・誘導する。
(伝統的建造物群保存地区において別途基準が定められている場合は当該基準に準じる)

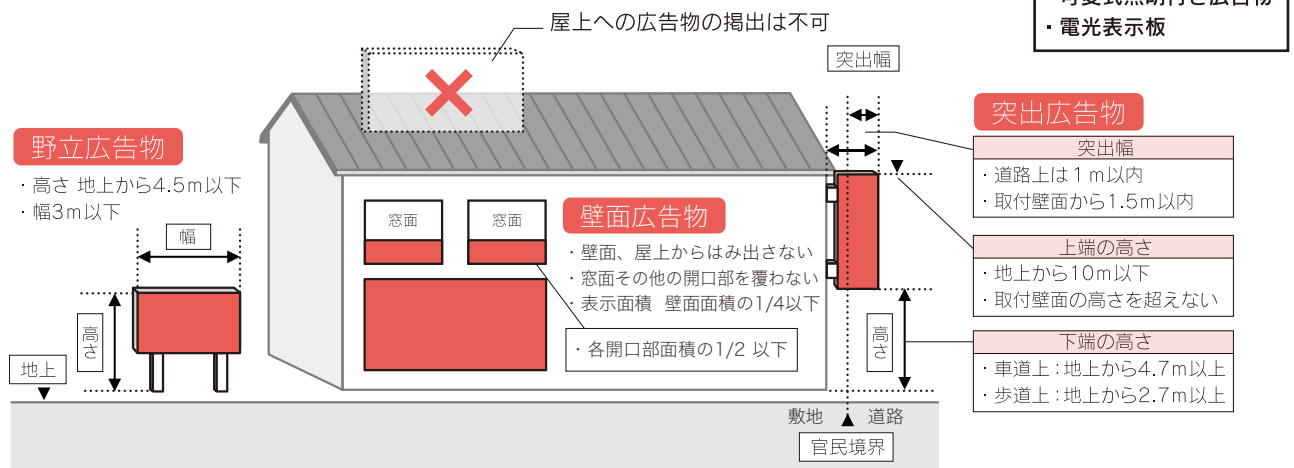
対象区域 ・都市計画類型【特別緑地保全地区、伝統的建造物群保存地区】
・文化類型【国宝、重要文化財に指定された建造物の周囲から50m以内の地域、(特別)史跡、(特別)名勝、古墳】

適用除外 自家用広告物の表示面積の合計が5㎡以内

許可の基準

自家用広告物

自家用広告物の表示面積の合計は15㎡以下とします。(※1、※2)

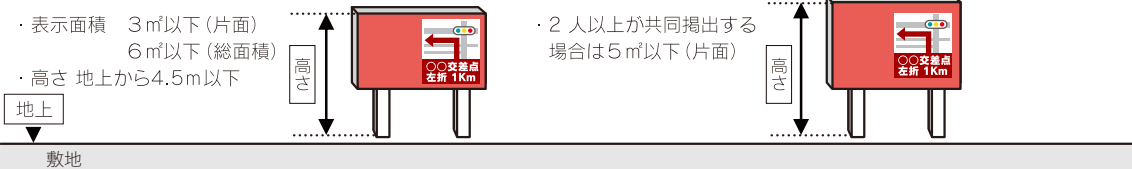


非自家用広告物

非自家用広告物は設置できません。ただし、道標・案内図板は設置できます。

道標・案内図板

- ・地図または地名、路線名、矢印や方角、店舗までの距離、敷地出入口の場所などを示す案内の内容を表示面積の40%以上占めること。
- ・電光表示板および可変式照明付き広告物は、設置できません。



同一表示者が複数設置する場合の相互間距離は、500m以上離すこと

色彩

全ての表示面において、R、YR、Y系の色相で彩度8以下、その他の色相で彩度6以下とする。ただし、上記の基準値を超える彩度について、広告物の表示面積の30%以下であれば使用できる。その他支柱等の色彩は、全ての色相において彩度4以下とする。

広告旗・立看板の類

P13のとおり。

電柱の類を利用する広告物

設置できません。

※1 敷地面積が基準面積(1,500㎡)以上の施設にあっては、総量規制に次の緩和措置を設ける。
 $\sum a \leq 15\text{㎡} \times A / 1,500\text{㎡}$ (a: 各広告物の面積、A: 敷地面積) ただし、1,500㎡未満の場合は1,500㎡で算定する。
※2 特定用途地域(第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域を除く)が指定されている場合、この規定は適用されない。